

あきる野市教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 24 年 6 月 28 日（木）
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 2 時 46 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程

日程第 1 議案第 17 号 あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について

日程第 2 議案第 18 号 あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則

日程第 3 報告事項（1）あきる野市立小・中学校普通教室冷房化推進計画について

日程第 4 報告事項（2）あきる野市子ども読書活動推進計画策定庁内会議設置要領について

日程第 5 教育委員報告
- 6 出席委員

委員長	古田 土 暢 子
委員長職務代理者	山 城 清 邦
委員	田野倉 美 保
委員	丹 治 充
教 育 長	宮 林 徹
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者

教 育 部 長	鈴 木 恵 子
指 導 担 当 部 長	新 村 紀 昭
生涯学習担当部長	山 田 雄 三
教 育 総 務 課 長	佐 藤 幸 広
教育施設担当課長	丸 山 誠 司
学 校 給 食 課 長	小 林 賢 司
指 導 担 当 課 長	千 葉 貴 樹

生涯学習推進課長	関 谷 学
公 民 館 長	岡 野 要 一
スポーツ推進課長	木 下 義 彦
国 体 推 進 室 長	橋 本 恵 司
図 書 館 長	松 島 満
秋川キララホール館長	平 野 泰 弘
指 導 主 事	梶 井 ひとみ
指 導 主 事	加 藤 治 紀

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

皆様こんにちは。ただいまからあきる野市教育委員会 6 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は全員が出席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、山城委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 17 号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱についてを上程します。本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君） それでは、非公開で会議を進めます。

非公開で会議を進めますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

＝非公開＝

委員長（古田土暢子君）

質問などないようですので、質疑を終了いたします。

議案第 17 号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第 17 号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 2 議案第 18 号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を上程します。

傍聴人の入室を許可します。

《傍聴者入室》

委員長（古田土暢子君）

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 18 号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則についての議案を提出いたします。

生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由の説明でございます。

あきる野市民文化ホール設置及び管理に関する条例の全部改正に伴い、あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則及びあきる野市民ホール運営規則を廃止し、同条例施行規則を教育委員会規則として新たに制定する必要があるが生じたので、別紙のとおり委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、本文を見ていただきたいと思います。このたび、第2回あきる野市議会定例会に提出いたしましたあきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の議案が可決されましたので、これに伴い教育委員会に同条例施行規則を上程させていただいたものでございます。

今回の改正は、条例と同様に市民文化ホールについて指定管理者が管理できるよう規定の整備を行うものでありまして、市民等に不利益になるような改正は行っておりません。

なお、現在の運営規則の条文は指定管理を行っている他の施設との整合性を図る観点から、条例と施行規則にすべて盛り込んだため廃止するものでございます。

それでは、あきる野市民文化ホールの条例施行規則についてご説明をさせていただきます。第1条、趣旨につきましては、条例第24条の教育委員会規則への委任規定に基づきまして、文化ホールの管理運営に関し、必要な事項を定めるものとしております。

続きまして、第2条、使用の申請から第5条、使用承認の取消し等までにつきましては、運営規則で規定していたものと同様の内容としております。

第6条、附属設備等の使用料から第8条、使用料の還付までにつきましては、現行の施行規則で規定されている条項と同様の内容としてございます。なお、第6条の附属設備等の使用料につきましては、現行の施行規則別表と同様の内容でございます。また、第7条及び第8条の使用料の減免及び使用料の還付につきましても現行の施行規則と同様のものとなっております。

第9条、責任者等の設置から第11条、使用後の点検までにつきましては、運営規則で規定していたものと同様の内容でございます。第12条、準用規定につきましては、指定管理者が管理を行う場合には条文中の「委員会」とあるのは「指定管理者」、「委員会が特に必要であると認めるとき」とあるのは、「指定管理者が委員会の承認を得たとき」、「使用料」とあるのは「利用料金」と読みかえることを規定するものでございます。

次のページになりますが、附則でございます。第1項の施行期日は、平成25年4月1日です。その第2項の運営規則の廃止につきましては、現行の施行規則と運営規則一本にして、本施行規則を規定するため、いわゆる旧運営規則を廃止するものでございます。また、附則第3項では平成25年3月31日までに行った申請手続等につきましては、この施行規則によりなされたものとみなすという規定でございます。第4項では平成25年4月1日以降も現在の様式を当分の間使用できることとしております。経過措置を設けております。

また、別表及び様式につきましては、現行の規定と同様の内容となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

聞き漏らしてしまったかもしれませんので確認ですが、前の規定ですとキララホールの運営を教育委員会が行うというのは、これまでの条例施行規則で決められていたわけですよ。それが、今度は条例の改正、条例本体のほうにそういう委任規定がいくということになるのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

委員長職務代理者（山城清邦君）

新しい条例、24条の規定というのはどういうものでしょうか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

確認いたしますので少しお待ちください。

委員長（古田土暢子君）

秋川キララホール館長。

秋川キララホール館長（平野泰弘君）

ご質問は第1条の2行目、第24条の規定の内容ということでよろしいでしょうか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい。

秋川キララホール館長（平野泰弘君）

条文のほうを読まさせていただきます。条例の条文でございます。委任としまして、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定めるというような規定でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

委員会ということは教育委員会ということでよろしいですね。

秋川キララホール館長（平野泰弘君）

はい。

委員長職務代理者（山城清邦君）

それは、委任規定が条例のほうに格上げされて、それで規則からは削られたということではないんですね。そういう流れですよ。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

少しお待ちください。

委員長職務代理者（山城清邦君）

前は委任規定が規則だったんですよ。

管理するという、管理規程というんですか。

委員長（古田土暢子君）

キララホール館長。

秋川キララホール館長（平野泰弘君）

今回につきましては、条例の細部について、委員会規則のほうに委任するという規定で
ございます。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

済みません、何度も申しわけございません。私、今条例の新旧対照表を見ているんです
けど、今までの旧の条例では委任規定はないというお話でしたけど、ございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

そうですか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

旧の 14 条のほうです。この青い例規集でいきますと、36 ページです。

委員長職務代理者（山城清邦君）

いわゆる規則で定めるといっただけなんですネ。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

必要な事項は規則で定める。この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定め
とあります。

委員長職務代理者（山城清邦君）

済みません、要はキララホールの運営を教育委員会が管理するという一番の根拠がどこ
でしたか、変わったんですかという意味です。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

済みません、わかりました。旧条例は前回ご説明したとおり、主体が市長ということで
した。これについては、市長とこの規定ではなっておりますが、これ平成 7 年 9 月 1 日付
なんですけれども、その後、市長部局から委員会に委任する条例規則が制定されました。

市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則というのがありまして、委任事
務の中に市民文化ホールの管理及び運営に関することがあります。新しい例規集だと 12
6 ページになるんですけれども、これの別表第 1 を見ていただきますと。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい、ありますネ。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

委任事務の中の 2 番目です。市民文化ホールの管理及び運営に関することというのがご
ざいます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

そういう意味で。ですから、非常に紛らわしかったんです、今まで。この市民文化ホー

ルの設置及び管理に関する条例自体が、主体が市長って書いてありますけれども、この委任の規則を受けまして、教育委員会がやっている。ですから、実質的には「市長」って書いてあるものを「委員会」と読みかえる必要があったと、今までの条例については。今度改正する、今回6月で可決されたものについては、委員会と。主体を「市長」から「委員会」に直させていただいたと。そういう意味で私さっき旧の条例の14条の委任というのは同様の趣旨で、委員会の中で委員会の規則のほうでということ、それは従来と変わりはございませんということでお答えしたものでございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい、わかりました。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

済みません、非常にわかりづらくて申しわけありません。

委員長職務代理者（山城清邦君）

いえ、とんでもありません。ありがとうございました。

なぜ教育委員会がキララホールを管理するのかなというのは、その流れがちょっとよく追えていなかったもんですから。

委員長（古田土暢子君）

ほかにいかがですか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

結構です。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問等他にないので質疑を終了いたします。

議案第18号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第18号あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告事項（1）あきる野市立小・中学校普通教室冷房化推進計画について。

報告者は説明をお願いします。

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

それでは、ご説明申し上げたいと思います。市内の小中学校の普通教室の冷房化のことですけれども、今小中学校の教育環境につきましては近年の地球温暖化やヒートアイランド現象など、それに伴いまして夏季における教室内の環境の悪化が懸念されると

思います。昨年度ちょっと実際に教室のほうはかりましたところ、一部のところで学校の基準、学校環境衛生基準というのがございまして、それを上回ることが判明いたしました。これは温度としますと30度、相対湿度で80%以上ということがわかりました。これまで学校施設の最重要課題でございました学校の耐震化、これが23年度をもちまして完了いたしました。今後は生徒のさらなる教育環境の向上を図るため、普通教室の冷房化の推進計画を策定するものでございます。

2としまして、計画期間でございますけれども、平成24年度から平成26年度までの一応3年間にかかるものでございます。3といたしまして、冷房化の状況ですが、今現況はどうなっているかと言いますと、市内学校中、小学校が11校中1校で、これは一の谷小学校はもう既に済んでいますんで、廃校となる戸倉小を除きまして9校で冷房化に取り組んでいきます。また、中学校におきましては6校ございますけれども、これも全然やってございませんで、6校全校やります。一昨日でございまして、東京都の公立学校の国庫負担の説明会がございまして、東京都のほうから説明がございました。東日本大震災の影響で補助金が不透明でございましたけれども、ここで緊急支援ということでございまして導入が図られまして、区では100%、市町村では今現在2月の時点でですけれども、約55%ということでございます。これが今冷房化が図られているところでございます。一応25年の3月の31日までがその期間になってございますけれども、一昨日私どもの方でも財務局に強く要望いたしまして、何とか26年度までということで要望してまいりました。

それで、今小学校では教室数でいきますと157、中学校では93で全部で250教室でございます。

冷房方式の比較検討といたしまして、リース方式だとかそういうものも検討したんですけれども、これは補助金がもらえませんで、一応比較させていただきながらどういう方式でいこうかということを検討させていただきました。1校当たり、今主流になってございますガス、それと電気方式、大体1校当たりでいきますと、ガスで3,900万。電気のほうが7,200万ほどかかります。何がそんな差が出るかというと、キュービクルという変電設備の関係がございまして、それが約2,000万ありますんで、電気よりは、今断然ほかの市町村でもガスのほうが非常にバリューフォーマネーでいいということでございます。

事業計画、少し細かくいきますけれども、24年度では、ここで9月には設計の補正を出させていただいて、まず中学校のほうの設計をやって、25年度では中学校の工事、それから小学校の設計をやっていくと。26年度では冷房化のほうを小学校で行いたいということで、整備の金額といたしましては、全体金額で5億1,700万ぐらいです。補助といたしましては、2億3,200万位もらえますんで、2億8,500万位が市の持ち出しということでございます。

あとは、ガスのほうは東日本大震災のときにこれ役に立ったんですけれども、燃料として使えるという利点がございまして、実際にプロパンだとか、都市ガスのほうも今市内3校ぐらいですけれども、非常に今ガスの技術についてガスヒートポンプ、これが非常に有利だということでこちらのほうを推進したいということになります。

以上のように普通教室の冷房化といたしまして、子どもたちの学習環境の向上に取り組んでいきたいということでございます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ガス方式と電気方式で仕方がないと思うんですけれども、ただこれはランニングコストの場合に電気料金は認可料金になると思うんですが、このガス料金はあきる野市は一部を除いて都市ガスではないと思いますので、全部それぞれの、価格交渉の際、もちろんこれ入札になるんでしょうけれど、市場の価格にすごく変動されやすいという欠点があるんじゃないかなというふうな気がするんです。都市ガスの会社でも多分料金は勝手に自分じゃ決められないんだと思うんですよ、たしか認可申請して。それで、じゃその料金ならいいですよということをお墨つきもらって供給してると思うんですが、プロパンガスの場合ですと、多分個別の契約になってくると思いますので、その供給体制だとか、それからもちろん価格の交渉だとか、そういった問題は価格が特にこれから上昇していくと思いますので、その辺のそのランニングコスト、このガス料金でこれから先行けるかというのはちょっと不安といえば不安じゃないかなという気がしますけど。

それから、ガスヒートポンプは何せ機械がでかいんで、学校の場合ですと相当大きな機械設備になってくるんじゃないかなというふうな。これもマル・バツで評価されていますけれど、平均18教室とすると相当大きな設備が必要になって、多分屋上にはのらないんじゃないかなという気がするんですが、その辺のどこに置くのかということも問題ではないかなというふうな気がします。

それから、ガスヒートポンプならば冷房だけでなく、いっそ暖房もやってしまったほうが、機械としては、せっかくここで費用を投じてやる場合には今の学校の集中方式の暖房もいずれ限界が来るでしょうから、この際、ガスヒートポンプの中には冷暖房を一緒に兼ねちゃったらどうかというふうな気がしますして、その場合には費用はどうなるのかなというところがちょっとお聞きしたいところであります。

それとガスヒートポンプは、これ電気と違ってエンジン使いますよね。そうすると、機械的に消耗する部分が大変多いんで、このランニングコストがここにあるような保守点検料だけでは多分済まなくて、例えば10年たつたかたかないうちに部品の交換だとかいうものも発生してくるんじゃないかなという気がします。当然電気のほうは余り機械的に摩耗する部分というのは少ないと思うので、余り手間はかからないと思うんですが、多分ガスヒートポンプは、まずエンジンですから相当な機械的な損耗だとか、それから故障の際の費用がかかるんじゃないかなというふうな気がします。

トータルとしてはやっぱりガスで、仕方がないと思うんですが、以上申し上げたような点がちょっと懸念されるところです。

委員長（古田土暢子君）

そのあたりでよろしいですか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

じゃ、教育施設担当課長、お願いします。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

今山城委員さんのおっしゃる点、やはり検討いたしました。それで、今電気料金が値上がりもしていますし、原発関連後の状況でございましてかなり影響するような感じと、それからガスですと、熱効率が非常に高いものですから、どうしても電気ですと、暖めたりする、それが一番電気がかかります。

それで、まずガスのほうの値段につきましては、今、これは25年度になりますけれども、その辺のほうは武陽ガスさんと、これは地元のLPガスの協会のほうにも確認してございますので、LPガスの方式です。すなわち、ガスヒートポンプ方式で検討しています。

それと機械の保守点検につきましては、これはもう機械ものでございますので、どちらかという、今のエアコン、電気も全部そうなんですけれども、限界もございます。それで、一番やっぱりさっきちょっとお話ししたんですけれども、やはり変圧器キュービクルのほうも2,000万もかかってしまう。そうすると、1基十四、五万の機器が壊れるようなことがあれば、EHPに比べれば少ないのかなと。

あと設置する場所につきましては、屋上問わずスペース的には十分ございますので、建物の脇、裏庭だとか、そういうところで持っていくのかなということと、最後になりますけれども、暖房化のほうも実は考えてございます。スイッチひとつで冷暖房を切替えられます。ですから、冷房化だけでなく、当然暖房のほうも一緒にできるというところで考えてございます。今他の市町村やはりこれ検討しまして、ほとんどみますと、GHPのガスのほうを使っています。けれども、10年先、20年先どうするのか、その辺も変わってくると思いますけれども、今の現状ではみんなGHPということで設置しているのが現状です。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

そうしますと、この電気のほうの保守点検のときに、キュービクルのほうもかかりますよね。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

そうです。

委員長職務代理者（山城清邦君）

これも入っているんですか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

キュービクル、これ入れてあります。

委員長職務代理者（山城清邦君）

そうですか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

ええ。

委員長職務代理者（山城清邦君）

特にその暖房が見据えられているんだったら、うれしいことなんです。

委員長（古田土暢子君）

そうですね。

委員長職務代理者（山城清邦君）

特に値段としては、これこのとおりで仕方がないと思うんですが、やはりちょっとそういった機械的な消耗しやすいところがあるとか、ガス料金が法定価格じゃないというようなところが将来的にはちょっと気になるところでありますけど。ただ、最初の費用がこれだけ違うんじゃもう話にならない。

委員長（古田土暢子君）

じゃ、そのあたりよろしいですか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

じゃ、よろしいでしょうか。

《はい》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第4 報告事項（2）あきる野市子ども読書活動推進計画策定庁内会議設置要領について。

報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

それでは、あきる野市子ども読書活動推進計画策定庁内会議設置要領について説明させていただきます。

子ども読書活動推進計画の検討委員会設置要領につきましては、昨年12月の教育委員会定例会でご報告させていただきました。こちらに基づきまして、25年度からの計画を策定していくものでございますが、この中で子ども読書活動推進計画、図書館だけで動かすものではございません。あきる野市庁内の関連各課がございます。そちらとも調整をして進める関係で、こちらの庁内会議の設置の要領を策定させていただきました。

3条にございます、会長に生涯学習担当部長、そして委員に関連します各課、健康福祉部子育て支援課、同部児童課、同部児童館、同部健康課、教育部指導室。以上の関連各課の課長職に委員として参画いただきまして、こちらのほう会議を進めていくものでございます。

それから、6条に「部会」というのがございます。会長は、各委員所管課の専門職員をもって部会を組織し、推進計画の調査及び研究を行わせることができると。こちらのそれぞれの各課の職員によりまして、実際に現状の調査、それから資料、データの作成、素案の作成といった作業を通しまして、各課の状況を挙げていくと。この庁内会議で検討しまして、また全体の検討委員会に上げていく。また検討委員会からご意見等いただきましたものを調整していく。そういった調整の場としてこの庁内会議を設置いただくということでございます。

以上、説明させていただきました。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

よろしいでしょうか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

教育長から報告をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

それでは、私自身の1カ月間の行動、活動報告は示してあるとおりでございます。特に6月は議会月でありましたので、議会の一般質問だとか、あるいは委員会、その他教育委員会に関係する質問が多くて、新しい鈴木部長が一生懸命答弁したりすることが多かったんですけど、そんな6月でございました。あとは小学校、中学校で運動会があったりしながら、委員の先生方と一緒にそれぞれの学校の運動会を見学させていただいたりしたわけですけども。6月がそんなことで、終わります。

あと各課のことについては、そこに示してあるとおりですので、また質問するなりしていただきたいと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ほかの教育委員さんから報告などありましたら、お願いします。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

実は先般、都内、それから近辺、遠いところは東北のほうから見えましたけれども、保育士や幼稚園教諭を養成する学校の先生方と会議を持つ機会がありました。それからもう一つ、文京区にある短大なんですけど養成校へ行って、来年4月に就職する学生さん、大体90名ぐらいいたのですが、そこで話をしたことがありました。その両方の体験から養成校の学校の先生たちのいろんな今の学生さんに対する感じを聞くことができました。それから、私どものように保育士や幼稚園教諭を採用する側の人間も何人か一緒でしたので、

いろいろ話をしていく中で、学生さんに対する我々のほうからの印象としては非常に文章が書けない、それから読めない、それからお掃除ができないという話がたくさん出ました。それで養成校に対しては、それを何とかできませんかという話をしましたんですけど、これは別に養成校の学校ばかりでなくて、多分印象としては今の高校を卒業していく若者たちがみんなそういう傾向にあるんじゃないかなというふうな印象は持っていますけれども。各学校もそれぞれ悩みがありまして、ほとんどが私立学校ですから、その学校へ入るときの基準を厳しくすると生徒が集まらない。そうすると、例えば100名のキャパから何とか100名は確保したいとなると、当然そういう学生さんが多く入ってくる。そうすると学校全体のレベルも下がるし、昔だったらそんなことはもう既に身についていることとして当たり前だったことが、養成校として要は短大、専門学校の段階でそれを教えなきゃならないというふうな話が出ていました。やはり物を書けない、読めないということは、これはやはりかなり深刻でして、学校の先生と同じように、我々の保育園、幼稚園の仕事というのは物を書く、あるいは文章で起案する、日案を立てる、週案、月案、年間計画も書かなきゃなりませんから、それ相応に書けないと仕事にならないんですけど、その辺をどうするか。実際にはもう現場として、採用してから訓練していくという話になってしましまして、それ仕方がないんですけど、やはりできる限り子ども読書活動推進活動じゃないですけども、小学校、中学校の段階で本に親しむ、あるいは文章を書く、あるいは一定の時間の中で自分の考えをみんなの前できちっと、述べるとか、そういったことを訓練していく場というのがこれからますます求められてくるんじゃないかなというふうな気がしました。

それから、学生さん相手に話をしたとき、いろいろ話をしたんですけども、印象としては非常におとなしいなという感じがしました。質問の1つや2つ来るのかなと思ったらほとんど来ませんで、それがちょっと意外といえば意外。かわりに私語がなかったんですけど、逆におとなし過ぎるかなという感じがして帰ってまいりました。

今我々の幼稚園、保育園業の世界で話をするとき、採用試験をするときに、その項目の中に作文とか一般教養の試験がありますって言ったら絶対人來ないよという、非常に売り手市場のものですから、そういう悩みが今広がっております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育長、何かご意見ありますか。今のお話に、何か。

教育長（宮林 徹君）

いや、最も心配していることが実際に今の子どもたち若者たちがもろに受けてしまっていて、気がつかないで来ているということだと思っんです。それで、今のように立ちどまって何か言うと、必ずこういう問題が出てくる。つまりメディアづけで人間が壊れちゃっているということです、簡単に言えば。だって、相手に自分の気持ちを伝えるのに面と向かって言葉で伝えるんじゃないで、絵文字入りのメールでちょっちょっです。それがもう日常的に当たり前のコミュニケーションの圧倒的な手段ですよ、若者たちの。私らのような年代の人っていうのは、そういうのをを使うのは、私は不得手だから会って話をするとか、電話をくれとかっていうことなんだけど、今の若者はもう一方的に全部それで。そういう

うことを毎日当たり前のようにしている子供に、ある日突然作文書けとか、教育によってそれを教えるとかするなんていうのはもう大変なことなんです。だけど、しなきゃなんないんだよね。だから、新しい学習指導要領の中では特に言語活動の充実なんていうのは、改めてとりたてて大騒ぎをしてやらなければ、日本人が日本語を使えなくなっちゃうという、本当に。そして、自分の思っていることを自己表現能力なんていうのは、圧倒的に低下しているわけです。自分の思っていることを、相手にきちっと自分の日本語でしゃべって相手に伝えるという力は、私はもう本当に今の子供たちにないと思います。短い、ワンフレーズの単語しか使えなくなってしまうてる。だから、赤ちゃん言葉だよ。だと思えます。だけど、メールで書かせれば、何か主語も述語もわかんないような文章をいっぱいメールで送っているんだろうと思います。それでも通じるわけだよ。

だから、そういう点ではやっぱりメディアづけになっている若者が壊されちゃっているというふうに思ったときに、教育現場の我々が何をしなきゃなんないのかということをやったりいつも頭の中に入れながら、学校で授業でどうするかとか、日本語をちゃんと使えるようにしようとか、何今ごろ言っているんだというんだけど、やんなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。今の山城先生の話なんか、もうそういうふうになっているんだもの。それ大学生でしょう。

私はこのごろよく言うんだけど、その生きる力とかいろんな基本的なことを教わるなんていうのは、大学や大学院で教わっているなんていうことは、もうそれから先に生きていくときに大したこと教わんないです。最も本当の意味の生きる力やいろんなルールや約束事を学んだのは、私は幼稚園の砂場だと思う。幼稚園の砂場にそれがある。本当にそういうふうに思うよね。幼稚園の砂場で遊んでいる姿を見れば、約束事がいっぱいあるんです。おもちゃを譲り合って使うとか、危ないことはしちゃいけないとか、そういうものいっぱいあるんです。大学生なんかになったら何もわかんないです。ところが、大学行ったりいいみたいなこと言うでしょう、人は。そうじゃないんですよ、幼稚園や保育園の砂場に本当は大事なことがあった。そこから、つまり幼児教育からしっかりやろうということなんです。と常々思っているんです、私は。

委員長職務代理者（山城清邦君）

この前、何かある本を読んでいて、どこかの学校で朝読じゃなくて、読書の時間というのをつくったというのをどっかでやっていました。ある普通の授業の中に、その読書の時間というのを45分なら45分つくっちゃった。そういうのもありますよ。10分、20分じゃなくて、それも1つの試みかななんて思いますけども。やはりこれからいずれにしても1学級の人数が減る傾向にいくでしょうから、やはり減ったときにその子供たちが自分の言葉できちっと5分なら5分みんなの前でしゃべる力とか、それから物を書いて先生に見て直してもらう時間とか、忙しいとは思いますが、そういうことが可能になる方向には進むと思うんで、市内でも1学級の人数が少ないところと、どうしても計算上多くなってしまうという両方があるんですけど、やはり20数名っていうと見ていてすごくゆったりしているし、これだったらいろいろといいんじゃないかなっていうふうな印象を持ちますが、ぜひ子供1人当たりのいろんな時間が十分確保できるような、そういう場を与えていくことが大事じゃないかという気がしています。

委員長（古田土暢子君）

では、よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、ほかにはないので、教育委員報告は終了いたします。

最後に事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今後の日程についてご案内させていただきます。

まず、7月の教育委員、学校訪問でございます。7月は13日に西秋留小学校、17日に西中学校を訪問する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の7月定例会のご案内でございます。7月は20日の金曜日に開催いたします。日程につきましては以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会6月定例会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会宣言

午後2時46分